

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

■わが国の動向

わが国の障がい者福祉施策は、昭和56年(1981年)の「国際障害者年」、昭和57年(1982年)「国連障害者の十年」の宣言等の国際レベルでの推進に歩調をあわせながら、中長期計画を定め、障がいのある人の自立と社会参加が推進されてきました。平成26年(2014年)1月20日には「*障害者権利条約」の批准国となり、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されてきました。現在は、条約締結後初となる「*障害者基本計画」(第4次計画期間：平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度))が策定され、*障害者権利条約の理念に即して、各分野での法制度の改正に対応しながら障がい者福祉事業が着実に進められているところです。

～*措置制度から利用者負担による自立支援へ～

障がい者福祉に関する法制度については、近年、わが国の社会経済の変遷に伴い、大きく変化してきました。平成15年(2003年)4月には、従来の*措置制度から*支援費制度が導入され、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択できるようになりました。また、平成17年(2005年)4月には、*発達障がいのある人の自立と社会参加に関して生活全般にわたり支援を図る「*発達障害者支援法」が施行されました。

平成18年(2006年)4月には、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を営むための制度として、「*障害者自立支援法」が施行され、市町村による障害福祉サービスの一元的提供、利用者負担の見直し、国の財政責任の明確化等が図られました。

～権利と尊厳の重視へ～

その後、*障害者自立支援法が改正され、平成25年(2013年)4月に「障害者総合支援法」が施行されました。障害者総合支援法では、能力や適性に依りて自立した生活を支援するという内容が削除され、基本的人権を持つ個人として尊重されることが追加されました。また、新しく基本理念が設けられ、身近な場所で支援が受けられることやどこでだれと暮らすのかを自分で選択できることなどが盛り込まれ、施設ではなく「地域」で暮らすことや「個人の尊重」に重きを置いたものとなりました。

このほかにも、*障害者権利条約の批准に向けて、平成23年(2011年)8月に障害者基本法が改正され、障がい者の定義の拡大と、*合理的配慮の概念が導入されました。

平成25年(2013年)6月には*障害者差別解消法が成立し、憲法や人権条約で保障されている権利を、障がい者にも同じように保障するため、障がいを理由としたあらゆる差別の禁止や*社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすることなどを定め、平成28年(2016年)4月1日から施行となりました。

同じく平成25年(2013年)6月には、障害者雇用促進法が改正され、雇用分野における障がい者の差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての*合理的配慮の提供義務を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることとなり、平成30年(2018年)4月から法定雇用率が見直され、令和3年(2021年)4月より前にさらに0.1%ずつ引き上げる

こととされました。

～誰もが共に安心して暮らせる、地域共生社会の実現に向けて～

平成 28 年（2016 年）6 月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、地域生活を営むための生活と就労のより一層の支援、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児支援のニーズの多様化への対応等が盛り込まれ、新たに「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務づけられました。障がい児支援の中で特に昨今クローズアップされている＊発達障がいについても、時代に合わせた支援強化を図るため、平成 28 年（2016 年）8 月に＊発達障害者支援法が全面的に改正されました。

さらに、平成 28 年（2016 年）6 月に「＊ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・障がい者・高齢者を含めすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことのできる＊我が事丸ごとの「地域共生社会」の実現を目指すことが示されました。これまで高齢者福祉において進められてきた「＊地域包括ケアシステム」についても、高齢者だけでなく、障がい者、子育て家庭、生活困窮者など全ての人を対象とした総合的な支援体制の構築が求められていくこととなります。少子高齢化・人口減少時代における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和 3 年（2021 年）4 月から施行されることになっています。

～新たな脅威 感染症や自然災害の備えや対応～

令和 2 年（2020 年）には、世界的に蔓延した新型コロナウイルスの感染拡大により、日常生活様式の変更を余儀なくされ、障がい福祉分野でもサービス提供や障がい者の就労等に大きな影響が出ています。また、年々自然災害の脅威が高まっており、感染症対策や災害時の対応について日頃から十分留意しながら、障がい福祉施策を進めていく必要があります。

■長野県の動向

長野県では、「長野県障がい者プラン」（計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和 5 年度（2023 年度））を策定し、障がい者の＊権利擁護や社会参加等を重点施策としているほか、発達障がい児の支援等において中核的な役割を果たす「児童発達支援センター」を国の指針に沿って整備する目標を掲げています。また、各市町村の障害福祉計画を踏まえた数値目標の実現に向け事業を展開しています。

■本市の動向

本市では、昭和 57 年（1982 年）以降、国の施策展開に基づいて計画を策定し、福祉部門だけでなく、医療・保健・教育・都市づくり等の分野も含めた総合的な障がい者福祉施策を展開してきました。平成 18 年度（2006 年度）には、＊障害者自立支援法により、市町村が障害福祉サービスを一元的に提供することを受けて、本市では、障がい者の暮らしを総合的に支援する「塩尻市障がい者福祉推進プラン」にあわせて、サービス種類ごとの必要量を確保するための「塩尻市障害福祉計画」の策定を行い、計画的な推進を図ってきました。

このたび、「第七次塩尻市障がい者福祉推進プラン」及び「第 5 期塩尻市障害福祉計画・第 1 期塩尻市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国の基本指針や現状の評価を踏まえ、

これまで整備してきた体制の機能強化やサービスの質的な向上を目指し、新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけと策定の趣旨

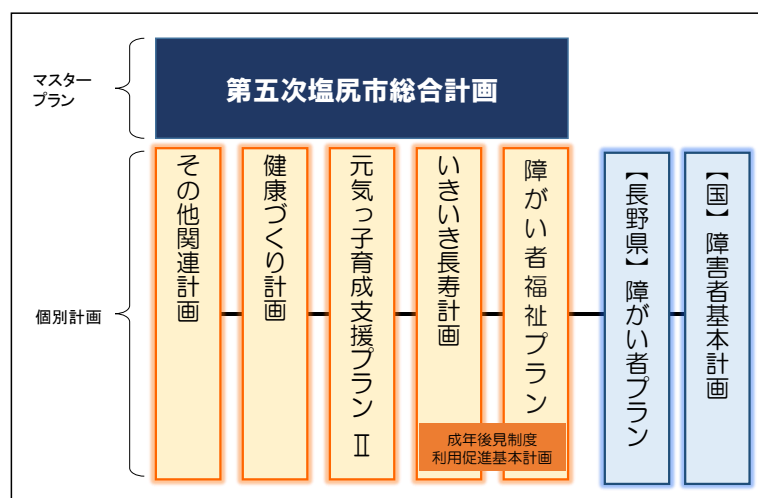
- 本プランは法律の規定に基づいた以下の4つの計画から構成され、「塩尻市障がい者福祉プラン」として一体的に策定・推進するものです。「第5章 障害福祉サービス等の提供体制」を第6期塩尻市障害福祉計画及び第2期塩尻市障害児福祉計画として位置づけ、サービスや事業の提供体制の計画的な推進目標を設定しています。また、本プランの中で国が整備を進めている「成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけ、一体的に推進していきます。

本プランの構成			法的根拠	策定の目的
塩尻市障がい者福祉プラン	市町村障害者計画	第八次塩尻市障がい者福祉推進プラン	障害者基本法 (第11条第3項)	市町村における障がい者施策の基本的方向性を定める。
	市町村障害福祉計画	第6期塩尻市障害福祉計画	障害者総合支援法 (第88条第1項)	障害福祉サービス及び地域支援事業の提供体制を計画的に整備し、確保するための数値目標や見込み量、方策を設定。
		第2期塩尻市障害児福祉計画	児童福祉法 (第33条の20第1項)	
	市町村成年後見制度利用促進基本計画	塩尻市成年後見制度利用促進基本計画(第1期)	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める。

3 他計画との関連

- 本プランは、松本圏域や長野県、国の方針に合わせて事業を展開します。
- 国の*障害者基本計画、長野県の障がい者プランとの整合を図ります。
- 本市においては、上位計画（マスタープラン）にあたる第五次塩尻市総合計画や関連する個別計画と連携し、効率的かつ効果的に施策を推進します。

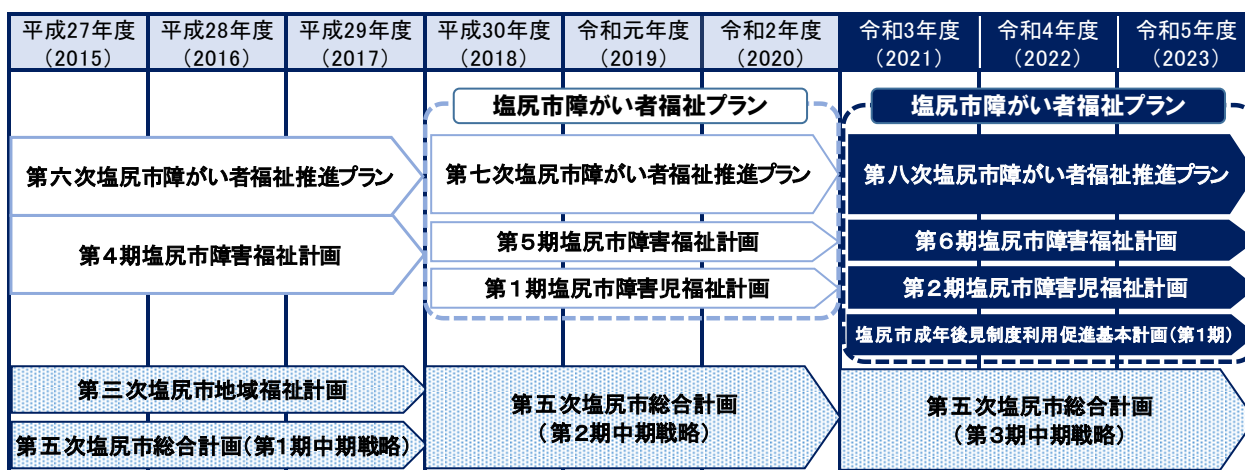
関連計画



4 計画の期間

- 本プランのうち、第八次塩尻市障がい者福祉推進プランについては、第五次塩尻市総合計画第3期中期戦略と一体的な推進を図るため、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）とします。

本プランの計画期間



5 計画の見直しの考え方

- 本プランの計画期間中は、計画の大きな方針に関わる法改正は行われていないため、前プランの基本的な内容を引き継ぎながら、国が示す基本的な考え方や、これまでの取組の成果や課題、及び障害者手帳所持者を対象とした障がい者福祉に関するアンケートの結果を基に、必要な見直しを行います。また、新型コロナウイルス感染症による影響や災害への備えなど新たに対応すべき時代変化や本市の課題・地域特性等を踏まえながら、必要な見直しを行います。
- 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画部分については、これまでの成果目標を継承しながら、これまで整備してきた体制を活かして、機能強化やサービスの質的な向上を図ることに重点を置いた見直しを行っています。

6 計画の推進体制と評価・検証

(1) 計画の推進体制

○ 庁内体制の連携

庁内の政策調整プロジェクト会議等を通じて、福祉課とその他関係部署との連携を図りながら、障がい者が自立して生活できるまちづくりを進めます。

○ 関係団体等との連携

関係機関や市民団体、事業者と連携するとともに、* 自立支援協議会とも連携しながら障がい者の自立を推進します。

○ **地域福祉推進協議会等の開催**

地域福祉の視点から障がい者福祉を進めるため、*地域福祉推進協議会や*地域福祉推進ひろば等、幅広い市民の声を反映させるための協議の場を設けます。

○ **支え合いのまちづくり**

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して共に暮らせるまちづくりが求められています。そのための地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。

(2) 計画の評価・検証

○ 計画に即した施策の展開が図られるよう、*地域福祉推進協議会、*自立支援協議会や*地域福祉推進ひろばなど障がい者福祉に関係する市民や団体等の意見を取り入れながら、施策推進の効果や課題を検討し、継続的な改善につなげます。

○ また、今後の国の障がい者施策等の動向や社会状況の変化を見極めつつ、必要な見直しを行います。